	③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
	④　腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。
	(2)　保険医療機関に係る基準
	①　産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。
	②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
	③　病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。
	④　臨床工学技士が配置されていること。
	⑤　診療放射線技師が配置されていること。
	⑥　病床を二十床以上有していること。
	⑦　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
	⑧　当直体制が整備されていること。
	⑨　緊急手術体制が整備されていること。
	⑩　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
	⑪　医療機器保守管理体制が整備されていること。
	⑫　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
	⑬　医療安全管理委員会が設置されていること。
	⑭　当該療養について三例以上の症例を実施していること。
二十一	（略）
二十二	多項目迅速ウイルスＰＣＲ法によるウイルス感染症の早期診断
	イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
	ウイルス感染症が疑われるもの（造血幹細胞移植（自家骨髄移植、自家末梢血幹細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植に限る。）後の患者に係るものに限る。）
	ロ　（略）
二十三・二十四	（略）
二十五	腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術
	イ　（略）
	ロ　施設基準
	(1)　主として実施する医師に係る基準
	①　（略）
	②　婦人科腫瘍専門医（公益社団法人日本婦人科腫瘍学会が認定したものをいう。）であること。
	③・④　（略）
	(2)　（略）

三十七	（略）
三十八	多項目迅速ウイルスＰＣＲ法によるウイルス感染症の早期診断
	イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
	ウイルス感染症が疑われるもの（造血幹細胞移植（自家骨髄移植、自家末梢血管細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血管細胞移植又は臍帯血移植に限る。）後の患者に係るものに限る。）
	ロ　（略）
三十九・四十	（略）
四十一	腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術
	イ　（略）
	ロ　施設基準
	(1)　主として実施する医師に係る基準
	①　（略）
	②　婦人科腫瘍専門医であること。
	③・④　（略）
	(2)　（略）